



- 私ごとで恐縮ですが、社労士事務所を法人化させ「社会保険労務士法人アイプラス」と言う名称に変更しました。「integrity」や「identity」という意味を含めてみました。
- 新たに正社員も2名入社していただき、組織だってより良いサービスを提供してまいります。

2015年度職種別賃金実態調査

月例給与の平均額は部長50万～65万円未満、課長50万円前後

- 労務行政研究所が行った本調査によると、賃金の支払い形態が月例給与+年間賞与の場合、職種別の年収水準は、部長は900万円台後半～1,000万円台、課長は700万円台後半～800万円台後半、係長クラスは500万円台後半～600万円台前半の水準となっています。

職種別の月例給与と年間賞与の関係

- 両者の関係を部長の場合でみると、月例給与、年間賞与ともに平均より高いのが、「経営企画」「人事労務」「研究」「開発・設計」の4職種となっており、いずれも平均以下なのは「営業」「総務・庶務」「情報システム(SE)」の3職種となっています。
- 平均より月例給与は高いが、年間賞与は低い職種は「営業企画・商品企画」「財務経理」の2職種で、逆に月例給与は低いが年間賞与が高いのは「法務・特許」「生産管理」「生産技術」「購買・資材調達」の4職種となっています。



- 賃金制度を設計する際に「月給と賞与の割合をどのように設定するか？」ということが論点の一つとしてあります。賞与の割合が大きくなると、インセンティブの要素が強くなり、月給の割合が大きくなると生活の安定の要素が強くなります。
- 「営業だからインセンティブを強め」と単純に考えるのではなく、自社の業務の特長や社風を踏まえ、割合を設定していきましょう。

女性活躍推進法の概要

女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけ

- 女性活躍推進法とは、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるために、常用雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主に対しての下記の取り組みを実施するよう定めたものです。

1. 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
2. 状況把握・課題分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定・社内周知・公表等
3. 行動計画を作成した旨の都道府県労働局への届け出
4. 女性の活躍に関する状況の情報の公表

また、労働者が300人以下の民間事業主については努力義務となっています。

10年間の時限立法です。施行日は、一部の規定を除いて平成28年4月1日となっています。



- 政府は取り組みを後押しするため「女性活躍加速化助成金」という助成金を整備しています。法律の施行に伴い助成金が再構成される可能性もありますので、新たな助成金が出てくれればご案内したいと思います。



【特集】マイナンバー制度⑩

～よくある質問(法定調書編)

Q 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

- ❑ 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、**法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。**
- ❑ それでもなお、提供を受けられない場合は、**提供を求めた経過等を記録、保存**するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。
- ❑ 経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。
- ❑ なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q 当初、個人番号の提供が受けられなかったため法定調書に個人番号を記載せずに提出し、その後になって個人番号の提供が受けられた場合には法定調書を再提出(無効分・訂正分を提出)する必要はありますか。

- ❑ 個人番号は、住所や氏名と同様に法定記載事項となっており、個人番号を記載すべき法定調書に個人番号の記載が無い調書は、法定記載事項を満たしていないことになります。そのため、個人番号の記載のない法定調書の提出後に個人番号の提供を受けた場合には、**原則として再提出していただく**必要があります。
- ❑ しかし、**個人番号以外の事項が正しく記載されている場合には、法定調書提出義務者の方の事務負担に鑑み、再提出をしなくても差し支えありません。**
- ❑ ただし、再提出をしない場合には、税務署から記載の無い理由を確認させていただく場合がありますので、個人番号の取得の経緯を記録するとともに、次回以降法定調書を提出する際には確実に個人番号を記載するように留意してください。

Q 法定調書を提出した後に、個人番号が変更された方について、変更後の個人番号により再度法定調書を提出する必要はありますか。

- ❑ 法定調書を作成する日の現況による個人番号を記載するため、法定調書を提出した後に、個人番号が変更された方について、**再度法定調書を提出する必要はありません。**
- ❑ なお、個人番号の変更後に提出する法定調書については、変更後の個人番号を記載する必要があります。



気付き日報



社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-iplus.co.jp

受付時間 9:30~18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)

<http://sr-iplus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。